

「ひとり暮らし等高齢者在宅支援事業」のお知らせ

2011.4 月



「ひとり暮らし等高齢者在宅支援事業」とは、

- ① 定期的な声かけや見守り（原則として2週間に1回）
- ② 一時的な家事援助（個別の状況により一時的に家事援助が必要な場合。連続した場合は3日間を限度とする。）
- ③ 緊急的な対応（急病による病院への付き添い）

②③に関しては1時間¥2,000の自己負担となります。

対象者

市内に居住する60歳以上の支援を要する在宅のひとり暮らし高齢者や同居者などの緊急な入院により単身となった高齢者。

但し、原則として次の者は除く。

- ・介護保険等による居宅サービスを週1回以上利用している者。
- ・ケアハウス、生活支援ハウス、有料老人ホーム及び高齢者ケア付住宅の入居者。

利用者負担金

1世帯につき 1ヶ月 200円。

お問い合わせは、

旭東地域在宅サービスステーション旭さくら苑 藤田清子

大阪市旭区清水3-15-23 電話 06-6957-8008

